

第5回 日本におけるソフトウェア資産管理

1. ソフトウェア資産管理の背景

(1) SAM（ソフトウェア資産管理）に関連する法制度

“ソフトウェア”は、知的財産としてそのプログラムの表現は著作権で保護され、プログラムのアルゴリズムは特許権によって保護されている。また、広義では産業財産権にも深く関与する。産業財産権は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの総称であり、知的財産権（あるいは無体財産権）の領域のひとつとして、企業活動に関するものを含む。日本の法令には、「産業財産権」について明示的に定義したものはないが、2002年に策定された知的財産戦略大綱にはその定義が含まれている。

同年、施行された知的財産基本法に基づき、知的財産の創造、保護、活用に関する施策が2003年より内閣官房に設置された「知的財産戦略本部」によって推進されているが、特にソフトウェア資産管理の促進に関する施策は出てきていない。省庁の動きとしては、1995年当時の通商産業省（現在の経済産業省）から「ソフトウェア管理ガイドライン」が策定され、翌年には、「システム監査基準」が策定されているが、ガイドラインであって、具体的な管理手法はここには記載されていない。

また、2000年に発表されたe-Japan（イージャパン）は、日本政府が掲げた日本型IT社会の実現を目指す構想、戦略、政策の総体で、その流れで「IT基本法」が高度情報通信ネットワーク社会形成基本法として成立した。その後、IT基本法に基づきIT戦略本部が内閣府に設置された。IT戦略本部が2009年に発表した「デジタル新時代に向けた新たな戦略」プランの中では、デジタル基盤の整備推進として、国民、企業、行政にとって、IT基盤を整備する主旨が記載されており、「各府省及び地方公共団体における情報システムにかかるガバナンスを強化するため、CIOの責任と権限を強化する。」とあるが、行政現場の実態としてはまだまだ縦割りであり、パブリックセクターの違法コピーの実情を受けて、総務省が「コンピュータソフトウェア資産管理の徹底について」といった通達が各都道府県の情報政策担当に出ただけで、実態としては一部の自治体を除いて、ようやく行政の担当がソフトウェア資産管理を認識し始めているという状況である。それに連動するように電子自治体を推進しているLASDEC（財団法人 地方自治情報センター）では「ソフトウェア資産管理」に関するセミナーなどの普及活動を実施している。

著作権法を含めて、企業活動のコンプライアンス対策の一環としては、2004年制定された「公益通報者保護法」の整備などもあり、企業内の違法コピーの情報がソフトウェアの著作権保護団体等へ多く寄せられるようになった。また、個人情報保護法、会社法、いわゆるJ-SOXや国際会計基準などのコンプライアンスに関わる法規制強化の動向に伴い、企業の内部統制、IT統制が強化され、企業の中でのIT対策が部分的な対応ではなく、組織としてITのマネジメントシステムに取り組むようになったのもここ数年の動きといえる。

現時点でソフトウェア資産管理は、業界関係者においてさえIT資産の中の一ソフトウェア管理として捉える向きが多い。実際、ISO/IEC 19770-1（JIS X 0164-1）といった規格に定義されているソフトウェア資産管理をIT資産管理のベストプラクティス（マネジメントシステム）であるという認識は、まだまだ浸透していないのが現状である。

以下、ソフトウェア資産管理をとりまく法制度を整理すると表5-1に示す通りである。

表 5-1 SAM をとりまく主な法制度と関連用語

法律名	制(改)定時期	概要
著作権法	1899年 1986年 2006年	著作物の創作者の権利を保護する法律 →著作物とは思想又は感情を創作的に表現したもの →ソフトウェアプログラムも著作物 著作物の複製には著作権者の許諾が必要であり、ソフトウェア使用許諾契約書※1にその条項が記載されている。 →著作権侵害をした場合 ■刑事責任：10年以下の懲役 / 1000万円以下の罰金 (法人に対しては3億円) ■処罰対象：インストール作業をした従業員 / 指示をした社長、管理職、システム担当者 ■会社（両罰規定）
物品管理法	1956年	国が所有する物品の管理手続と、それを行う役職を定めた法律。施行令、施行規則により、具体的な手続きが定められている
特許法	1959年	発明の保護と利用を図り、産業の発展を目的として、特許に関する手続きなどを規定する法律。
IT基本法	2000年	高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本方針を定めた法律。正式名称は「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」
知的財産戦略大綱	2002年	知的財産戦略会議により決定された日本における知的財産政策の基本方針
知的財産基本法	2002年	知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を推進することを目的とし、そのために行うべき施策について定めた法律 産業財産権に、著作権などを加えたものの総称が知的財産権
公益通報者保護法	2004年	企業において、法令違反や不正行為などのコンプライアンス違反の発生またはその恐れのある状況を知った者が通報した際に解雇など不利益な取り扱いを禁止する法律
会社法	2005年	会社の設立・解散、組織、運営、資金調達（株式、社債等）、管理などについて規律する法分野。取締役の責務として、特別損失になどを未然に防止するための組織的な体制づくりが求められている。
個人情報保護法	2005年	個人情報に関して本人の権利や利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者などに一定の義務を課す法律
日本版 SOX	2007年	「金融商品取引法」の一部規定。上場企業およびその連結子会社を対象に適用される法律 (1) 統制環境、(2) リスクの評価と対応、(3) 統制活動、(4) 情報の伝達、(5) モニタリング（監視活動）、(6) ITへの対応
国際会計基準	2010年	国際会計基準委員会（IASB）によって設定された会計基準。2012年を目途に上場企業の連結財務諸表への強制適用の是非を判断

※1.ソフトウェア使用許諾契約

ソフトウェア使用許諾契約 (software license agreement) はソフトウェアの著作権者と購入者の間の契約。そのソフトウェアのコピーの使用について定義し、消尽や使用・保管・再販・バックアップなどの購入者が自動的に有する権利を定義している。そのような契約を定めた文書を使用許諾契約書、英語では end-user license agreements (EULA) と呼ぶ。

シュリンクラップ契約は、ソフトウェアパッケージ内にソフトウェア使用許諾契約書が同梱されていて、購入するまで顧客がその内容を確認できないものを全般を指す。もうひとつ代表的なものとしてインストール時に画面上に表示し、同意にあたってクリックするクリックラップ契約がある。

(2) ソフトウェアの違法コピー

2000年代より企業の不祥事が相次いだことから、前述の法令制度の強化とともに、企業においても「法令順守の徹底」が強く言われるようになった。企業、組織の違法コピーについての啓発活動がBSAやコンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）を通じて積極的に行われ、2004年「公益通報者保護法」の施行が実施されると、通報件数は増加した。

世界のソフトウェア違法コピーの状況等については、BSAの調査（URL：<http://www.bsa.or.jp/education/illegal.html>）を参照されたい。BSAの調査によれば、日本の違法コピー率は2003年をピークに件数としては減少傾向にあるが、実際には、PC、インターネットユーザの増加にともない、ソフトウェアの違法コピーの態様については複雑化する傾向にあるという。

これは従来の組織内における違法コピーだけでなく、新たな不正取引の形態として、インターネットオークションでのプロダクトキーの情報や、プロダクトキーが記載されたCOA（出所証明書）ラベルの売買など新たな取引の手口が増加していることも背景として挙げられる。

ソフトウェアの違法コピーの代表としては、組織内コピーが主であるが、侵害の形態としては以下が考えられる。

- ・クラウドなどサービス提供者がライセンス契約を正しく扱っていない。
- ・ファイル共有ソフト（WinMXやWinnyなど）を用いた、不正コピーソフトウェアの交換
- ・海賊版の販売
- ・インターネットオークションサイトにて、不正コピー商品を販売する（CDキーの販売含む）
- ・カジュアルコピー

また、違法コピー（組織内コピー）という認識のないユーザーの例としては、次のようなことが挙げられる。

- ・ライセンスをそもそも管理するという意識がなく、インストールし放題になっている
- ・業務上必要なためソフトウェアのコピーを作っていて、そのままの状態では放置されている（ソフトウェア開発会社が顧客のシステムを開発する際に発生する一時的利用など）
- ・ソフトウェアを正規のルートで購入しているので（不正購入ではないので）、管理する必要はないという理解。
- ・指摘されると、きちんと購入しているので問題はないという認識。
- ・ソフトウェアベンダーのライセンス形態が複雑すぎて、よくわからない。自分たちの責任ではないと思っている。
- ・指摘されたら削除すれば良いという認識。また、不正コピーを勝手にアンインストールして証拠を隠滅しようとする行為。

このようなユーザーは極端な例としても、コンピュータソフトウェアの特性とあいまって、違法コピーの発生理由が故意でないケースや意識が低くて発生する過失が多いのも事実である。

違法コピーの発生要因としては、次のようなことが挙げられる。

- ・組織内にガイドラインが存在せず、無法地帯になっているケース
- ・業務上、必要に迫られてコピーを作るが、そのままアンインストールしないケース
- ・ソフトウェアのライセンスの形態が複雑化して理解できない（知らない）ケース
- ・使用許諾契約書の意味を理解していないケース

実際に、ソフトウェアの管理が不適切であるという調査結果を元に違法が確定された事例もある。

SAMの基礎知識として、正しくライセンスを理解することやその背景となる法律を理解することも企業・組織のコンプライアンスとして、重要なことであると考えられる。

(3) ソフトウェアに関する政策、パブリックコメント

知的財産推進計画 2010 の中では、次のように記載されている。

- ①特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化
- ②コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進
- ③知的財産の産業横断的な強化策がうたわれおり、具体的にソフトウェア資産管理に関連する施策、計画としては
 - 著作権侵害防止技術の開発支援（短期目標）
 - 著作権侵害に関する普及啓発活動の強化（中期目標）

特に普及啓蒙活動については、官民一体となった消費者の普及啓発活動を強化している。関係省庁としては、文部科学省、経済産業省、総務省であり、権利者団体、関係省庁等と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施している。

パブリックコメント「知的財産推進計画 2011」では、「クラウドコンピューティングの普及の段階において、ソフトウェアの利用については、従来型のオンプレミスの形態と、ウェブを介した利用形態が混在することが考えられるため、知的財産権の保護と契約条件の順守の観点から、SAMに与える影響の把握と対応、望ましいSAMの普及が今後の課題となると想定される」とある。また、ACCSのWebサイトでは、「平成23年1月11日から14日までの間に23都道府県警察は、ファイル共有ソフトを通じた、映画、音楽、アニメ、ゲーム、ビジネスソフトなどの著作権法違反事件について、集中一斉取締りを実施し、全国で50箇所を捜索、18人を逮捕しそれぞれに有罪判決が出た。」とし掲載している。

ACCSでは、2010年から2011年にかけて、ファイル共有ソフトに関連する事件についての著作権侵害情報について積極的に広報活動を行っている。

SAM対応の動きとして、ファイル共有ソフトを禁止ソフトとして定義を始めた組織・企業も増加しており、上記のような、大規模な摘発からもわかるように、インストールされている問題のあるソフトウェアの検出プロセス定義の一環としても、SAMへの注目が集まっている。